

駐在所ならぬお知りセンター



落水雪による事故防止

～落ちる前 下ろして安心 屋根の雪～

例年2月は、寒暖の差が大きくなり、氷のようになつた屋根の雪が落ちて下敷きとなったり、雪下ろし作業中に屋根からの転落や除雪機に巻き込まれるなど、尊い命を落とすなどの事故が発生しています。このような事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

◆屋根の雪や氷柱を早めに下ろしましょう

道路に面した屋根の雪や氷柱を常に点検し、早めに下ろしましょう。また、雪下ろしするときには、見張りを置くなど軒下の歩行者や遊んでいる子どもにも注意しましょう。

◆危険な軒下を歩かないようにしましょう

落水雪のおそれのある軒下などを歩かないようにしましょう。また、建物を管理している方は、看板やロープなどで歩行者に注意を促すようにしましょう。

◆子どもたちを落水雪の危険がある場所で遊ばせないようにしましょう

屋根などからの落水雪の危険がある場所では、子どもを遊ばせないようにするとともに、遊んでいるのを見かけたときには声をかけて注意しましょう。

◆雪下ろしは転落防止用ロープなどを装着しましょう

雪下ろし作業中に雪とともに屋根から転落する事故が発生しています。雪下ろしするときは、転落防止用のロープを確実に装着するなど転落防止の措置を講じましょう。

◆除雪機による除雪は安全を確かめながら行いましょう

除雪中に除雪機への巻き込みや、下敷きになるなどの事故が発生しています。除雪作業中は服装と周囲の安全を確認するとともに、作業の中断及びその場を離れるときはエンジン停止するなど、事故防止に注意しましょう。

気象台「ロケット」異常天候早期警戒情報について

気象庁では、「異常天候早期警戒情報」という情報を発表することがあります。この情報は、「5日後から14日後の間の任意の7日間平均気温が「かなり高い」または「かなり低い」となる可能性が30%以上（通常の3倍以上）と見込まれる場合に発表します。「かなり高い」「かなり低い」とは、その時期としては10年に1度程度しか発生しない顕著なものを指しています。簡単に表しますと「季節はずれの気温が予想された場合」に発表する情報です。

①この異常天候早期警戒情報は、全国を11の地方（北海道地方もその一つ）に分けて発表を検討します。北海道地方が発表の基準に達した場合には、札幌管区気象台が毎週火曜日と金曜日に発表します。

②異常天候早期警戒情報が発表されたときには、場所や季節に応じて、次のようなことに注意しましょう。

- ・ 農作物の生産管理
- ・ 倉庫の在庫管理
- ・ 商品の販売計画
- ・ 体調管理
- ・ 衣類の準備
- ・ 旅行の計画
- ・ 夏季は暑さ対策の準備
- ・ 冬季は圧雪路面や通路の点検、除雪や排雪の計画、暖房のための燃料補給など

③異常天候早期警戒情報は、インターネットの気象庁ホームページで提供しているほか、民間気象事業者のホームページにも掲載されています。また、ラジオやテレビで放送されたり、新聞でも報道されることがあります。もちろん、旭川地方気象台にお電話いただければお答えすることができます。



◇問い合わせ先 旭川地方気象台総務課(電話0166-32-17101)